

## 無停電年次点検の実施に伴う確認書

事業場名： \_\_\_\_\_

毎年行う年次点検は原則として停電して行うことになっています。

(内規：2130920 商局第1号平成25年9月27日「主任技術者制度の解釈および運用」4-(4)-③による)

但し、過去2年以内に停電による年次点検が実施されており、平成21年11月1日施行の保安規程に定める『無停電年次点検の実施基準』に適合し、かつ停電が極めて困難な事業所に限り無停電による年次点検が認められています。

今回、無停電による年次点検を予定されている場合は下記についてのご確認をお願いします。

### 記

#### 1 停電が困難な理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

#### 2 過去の年次点検の実施日

- ① 3年前 年 月 日 ( 停電 ・ 無停電 )  
② 2年前 年 月 日 ( 停電 ・ 無停電 )  
③ 1年前 年 月 日 ( 停電 ・ 無停電 )

#### 3 過去の改修依頼事項に対する対応

(改修依頼事項) (依頼日) (対策完了日)

- ① \_\_\_\_\_  
② \_\_\_\_\_  
③ \_\_\_\_\_

#### 4 無停電による実施方法

保安規程及び無停電年次点検の実施要領に従い実施する

令和 年 月 日

設置者： \_\_\_\_\_ 印

管理技術者： \_\_\_\_\_ 印

## 無停電年次点検の適用基準

### 1 信頼性

① 火薬類(煙火を除く)を製造する事業所、甲類炭鉱又は乙類炭鉱を有する事業所で電気事業法施行規則第 48 条第 1 項各号に該当するもの以外の電気工作物であること	適・否
② 構外にわたる高圧電線路がないもの	適・否
③ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの	適・否
④ 高圧負荷開閉器(キュービクル内に設置するものを除く。)に可燃性絶縁油を使用していないこと	適・否
⑤ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されていること	適・否
⑥ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの	適・否
⑦ 前回の停電状態による年次点検の結果が技術基準に適合し、受変電設備についてはその後、改造工事などがされていないもの	適・否
⑧ 責任分界点となる区分開閉器(AOG,SOG 等)が製造後 15 年を超えていないこと	適・否
⑨ 受電用主遮断器が製造後 20 年を超えていないこと	適・否
⑩ 受電用電力ケーブルが製造後 20 年を超えていないこと	適・否
⑪ 受変電設備において、風雨、粉塵等の侵入の恐れが少なく、絶縁性に影響を及ぼす湿気、汚損(塵埃、塩分、腐食性ガス等)がないこと	適・否

### 2 高圧回路絶縁

<p>高圧側の絶縁測定に代わるものとして高圧機器、配線の放電の有無で判断する</p> <p>(イ) 使用機器 超音波式放電探知機</p> <p>(ロ) 判定基準 レベル表示ランプの数値及びスピーカからの放電音が確認された場合は絶縁状態が正常と判断できない。</p>	適・否
--	-----

### 3 低圧回路絶縁

<p>次の(イ)に該当し、かつ(ロ)～(ニ)のいずれかに該当する。</p> <p>(イ) 前回の年次点検以降に漏電が発生している場合は適切な措置が取られている。</p> <p>(ロ) 各変圧器の B 種接地線の <math>I_o(I_{or})</math> を測定し、50mA 以下である。</p> <p>(ハ) 幹線回路別の <math>I_o(I_{or})</math> を測定し、15mA 以下である。</p> <p>(ニ) 分岐回路別の <math>I_o(I_{or})</math> を測定し、1mA 以下である。</p>	適・否
--	-----

#### 4 接地抵抗測定

<p>次の(イ)～(ハ) すべてに該当する。</p> <p>(イ) 測定が困難な個所について、前回の年次点検における測定結果が技術基準の60%以下である。</p> <p>(ロ) 測定が可能な個所(受電設備の接地極など)については、接地抵抗測定を実施し、接地抵抗値が技術基準の規定値に適合している。</p> <p>(ハ) 掘削等、接地抵抗に影響を及ぼす恐れがある工事が行われた時は、接地抵抗値を測定し、接地抵抗値に影響が生じた場合は適切な措置を実施している。</p>	<p>適・否</p>
--	------------

#### 5 継電器との連動動作試験の判定

<p>① 責任分界点となる開閉器(AOG,SOG)について次の(イ)～(ニ)のすべてに該当する。</p> <p>(イ) 制御装置の端子部に過熱、損傷がない。</p> <p>(ロ) 前回の停電時に実施した保護継電器単体の動作特性試験結果が良好であること。</p> <p>(ハ) 前回の停電時に実施した開閉器のトリップ回路の内部抵抗、絶縁抵抗等の測定結果が良好であること。</p> <p>(ニ) 制御装置が製造後 20 年を超えていないこと。</p>	<p>適・否</p>
<p>② 受電用主遮断器について次の(イ)～(ニ)のすべてに該当する。</p> <p>(イ) 継電器の端子部に過熱、損傷がない。</p> <p>(ロ) 前回の停電時に実施した保護継電器単体または連動での動作特性試験結果が良好であること。</p> <p>(ハ) 前回の停電時に実施した開閉器のトリップ回路の内部抵抗、絶縁抵抗等の測定結果が良好であること。また、遮断器のグリスアップ等が適切な頻度で行われていること。</p> <p>(ニ) 継電器が製造後 20 年を超えていないこと。</p>	<p>適・否</p>

#### 6 非常用予備発電装置の起動停止及び発電電圧、周波数についての判定

<p>次の(イ)、(ロ) ともに該当する。</p> <p>(イ) 停電検出回路の電源開放などによる停電で自動起動し、復電で自動停止する。</p> <p>(ロ) 運転中に発電電圧、発電電圧周波数(回転数)を測定し、規定範囲以内である。</p>	<p>適・否</p>
--	------------

#### 7 蓄電池設備の電圧、比重、液温についての判定

<p>セルの電圧、電解液の比重、温度等が製造者の定める規定範囲内であること。</p>	<p>適・否</p>
--	------------